議案第　１３１　号

周南市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例制定について

周南市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１１月３０日　提出

周南市長　　藤　　井　　律　　子

周南市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例

周南市法定外公共物管理条例（平成16年周南市条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表第１の表を次のように改める。

占用物件		単位	占用料（円）
道路法（以下この表において「法」という。）第32条第１項第１号に掲げる工作物	第１種電柱	１本につき１年	570
	第２種電柱		880
	第３種電柱		1,200
	第１種電話柱		510
	第２種電話柱		820
	第３種電話柱		1,100
	その他の柱類		51
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ１メートルにつき１年	5
	地下に設ける電線その他の線類		3
	路上に設ける変圧器	１個につき１年	500
	地下に設ける変圧器	占用面積１平方メートルにつき１年	310
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	１個につき１年	1,000

		郵便差出箱及び信書便差出箱			430
		広告塔		表示面積１平方メートルにつき１年	900
		その他のもの		占用面積１平方メートルにつき１年	1,000
法第32条第１項第２号に掲げる物件		外径が0.07メートル未満のもの		長さ１メートルにつき１年	22
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			31
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			46
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			61
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			92
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			120
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			220
		外径が0.7メートル以上１メートル未満のもの			310
		外径が１メートル以上のもの			610
法第32条第１項第３号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第２条第２項第５号に規定する自	地下に設けるもの	長さ１メートルにつき１年	3
			その他のもの		10

		動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類			
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		１本につき１年	820
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積１平方メートルにつき１年	510
			地下に設けるもの		310
	その他のもの				1,000
法第32条第１項第３号及び第４号に掲げる施設					1,000
法第32条第１項第５号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が１のもの			Aに0.004を乗じて得た額
		階数が２のもの			Aに0.006を乗じて得た額
		階数が３以上のもの			Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路				450
	地下に設ける通路				270
	その他のもの				1,000
法第32条第１項第６号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの			占用面積１平方メートルにつき１日	9
	その他のもの			占用面積１平方メートルにつき１月	90
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの		表示面積１平方メートルにつき１月	90
		その他のもの		表示面積１平方メートルにつき１年	900
	標識			１本につき１年	820

この表において「令」という。）第７条第１号に掲げる物件	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	１本につき１日	9
		その他のもの	１本につき１月	90
	幕（令第７条第４号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積１平方メートルにつき１日	9
		その他のもの	その面積１平方メートルにつき１月	90
	アーチ	車道を横断するもの	１基につき１月	900
		その他のもの		450
令第７条第２号に掲げる工作物			占用面積１平方メートルにつき１年	1,000
令第７条第３号に掲げる施設				Ａに0.034を乗じて得た額
令第７条第４号に掲げる工事用施設及び同条第５号に掲げる工事用材料			占用面積１平方メートルにつき１月	90
令第７条第６号に掲げる仮設建築物及び同条第７号に掲げる施設				100
河川等に係る橋りょう又は通路			占用面積１平方メートルにつき１年	475
河川等に係るその他の工作物				630

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行し、改正後の周南市法定外公共物管理条例の規定は、同日以後の第５条に規定する占用等（以下「占用等」という。）について適用し、同日前の占用等については、なお従前の例による。

（参　考）

周南市法定外公共物管理条例新旧対照表

現行

別表第１（第８条関係）

占用物件		単位	占用料（円）
法下表い」い）条項号げ作道路以のお法。32１１掲工（ここにて「とう第第第にる物	第１種電柱	１本につき１年	480
	第２種電柱		730
	第３種電柱		990
	第１種電話柱		430
	第２種電話柱		680
	第３種電話柱		940
	その他の柱類		43
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ１メートルにつき１年	4
	地下に設ける電線その他の線類		3
	路上に設ける変圧器	１個につき１年	420
	地下に設ける変圧器	占用面積１平方メートルにつき１年	260

改正案

別表第１（第８条関係）

占用物件		単位	占用料（円）
法下表い」い）条項号げ作道路以のお法。32１１掲工（ここにて「とう第第第にる物	第１種電柱	１本につき１年	570
	第２種電柱		880
	第３種電柱		1,200
	第１種電話柱		510
	第２種電話柱		820
	第３種電話柱		1,100
	その他の柱類		51
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ１メートルにつき１年	5
	地下に設ける電線その他の線類		3
	路上に設ける変圧器	１個につき１年	500
	地下に設ける変圧器	占用面積１平方メートルにつき１年	310

現行			
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	850
	郵便差出箱及び信書便差出箱		360
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	870
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	850
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	18
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		26
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		38
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		51
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		77
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		100
	外径が0.4メートル以上		180

改正案			
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,000
	郵便差出箱及び信書便差出箱		430
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	900
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	22
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		31
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		46
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		61
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		92
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		120
	外径が0.4メートル以上		220

現行					
	0.7メートル未満のもの				
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの				260
	外径が1メートル以上のもの				510
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	3
			その他のもの		9
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	680
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	430
			地下に設けるもの		260
	その他のもの				850
法第32条第1項第3号及び第4号に					850

改正案					
	0.7メートル未満のもの				
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの				310
	外径が1メートル以上のもの				610
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	3
			その他のもの		10
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	820
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	510
			地下に設けるもの		310
	その他のもの				1,000
法第32条第1項第3号及び第4号に					1,000

現行				
掲げる施設				
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路			430
	地下に設ける通路			260
	その他のもの			850
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	9
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	87
道路法施行令（昭和27年政	看板（アーチであるもの	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	87

改正案				
掲げる施設				
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路			450
	地下に設ける通路			270
	その他のもの			1,000
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	9
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	90
道路法施行令（昭和27年政	看板（アーチであるもの	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	90

現行				
令第479号。以下この表において「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	を除く。）	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	870
	標識		1本につき1年	680
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	9
		その他のもの	1本につき1月	87
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	9
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	87
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	870
		その他のもの		430
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルに	850
令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.031

改正案				
令第479号。以下この表において「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	を除く。）	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	900
	標識		1本につき1年	820
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	9
		その他のもの	1本につき1月	90
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	9
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	90
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	900
		その他のもの		450
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルに	1,000
令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.034

現行			改正案		
	つき１年	を乗じて得た額		つき１年	を乗じて得た額
令第７条第４号に掲げる工事用施設及び同条第５号に掲げる工事用材料	占用面積１平方メートルにつき１月	87	令第７条第４号に掲げる工事用施設及び同条第５号に掲げる工事用材料	占用面積１平方メートルにつき１月	90
令第７条第６号に掲げる仮設建築物及び同条第７号に掲げる施設		85	令第７条第６号に掲げる仮設建築物及び同条第７号に掲げる施設		100
河川等に係る橋りょう又は通路	占用面積１平方メートルにつき１年	475	河川等に係る橋りょう又は通路	占用面積１平方メートルにつき１年	475
河川等に係るその他の工作物		630	河川等に係るその他の工作物		630
（略）			（略）		